

第2号議案

平成22年度

事業計画

社会福祉法人 朋友会

- イ 食事準備のための買い物や、調理、部屋の掃除等を入所者と共に行なう
- ロ 対人関係や服薬、金銭の使途、就労、社会的手続きなど、日常生活上の相談を受け、入所者一人ひとりの状況に応じて適切な支援を行なう
- ハ 日中活動を含めた利用者負担上限額の管理
- ニ 個別支援計画の作成を行い、計画を基に日中活動事業者などとの連携を図りながら入所者一人ひとりに対して個別的な支援を行ない、6ヶ月ごとに計画の見直しを行なう
- ホ 入所者との定期面接の中で、サービス内容の評価を行なう
- ヘ 医療機関や日中活動事業者、家族等との連絡調整

4. 利用者の健康管理

利用者の健康管理については、利用者の実態を的確に把握し必要に応じ、医師、関係医療機関職員、施設職員との連絡などを通し疾病の予防に努める

5. 防火計画

火災等の災害を未然に防ぐとともに、万一の災害が発生した場合、被害を最小限に食い止めるために以下のことを行う

(ア) 自主点検の実施

出火防止・火災等の早期発見をはかるため、常時点検に勤める。電気設備、危険物設備については年2回の点検を実施する。

(イ) 防火訓練の実施

- ・年2回の実施
- ・内容 通報訓練、消火訓練、避難誘導

6. 日課

それぞれの入居者の日課で行うものとする。

7. 行事目的

各種行事を活用し、利用者間の親睦を深め、地域に参加し、生活の活性化を図る。計画にあたっては、利用者の自主的、積極的な参加を促し、利用者の対人関係面での課題にも役立つよう、ミーティング等の行事を活用し工夫してゆく。

8. 会議

事業の活性化、利用者への処遇の充実につとめる

スタッフミーティング 月1回から2回

9. 職員研修

関係機関、団体等が主催する県内、県外研修への参加による職員の資質向上に努める

就労継続支援事業所（B型） はるかぜワーク

1. 基本方針

就労継続支援事業所(B型)はるかぜワークは、障害者自立支援法に基づき、設置されたものである。利用者が自立した日常生活及び、社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他の活動を通じて知識及び能力向上の為に必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、支援を行い、利用者個人の社会参加の促進を図る。

2. 施設の概要

(1) 設置主体 : 社会福祉法人 朋友会

(2) 所在地 : 加賀市幸町2丁目60番地

(3) 設備等 : 鉄骨造3階建 延べ面積 755.68㎡(2丁目60番地)

浄化槽、自動火災報知設備、空調設備、事業用自動車等、就労事業の設備

(4) 利用者に対する事項 :

定員	実利用者20名
サービス利用自己負担金	就労継続支援B型サービス費 590円/日 + 福祉専門職員配置等加算() 6円/日 + 目標工賃達成加算 26円/日 + 目標工賃達成指導員配置加算 81円/日 + 施設外就労加算 100円/日 欠席時対応加算 94円/回(月4回まで) 食事提供加算 42円/日
実費負担	保険費 年間4,000円 その他 必要時

(5) 職員数 ・管理者1名(兼務) ・サービス管理責任者1名(兼務)
・職業指導員1名 ・生活支援員2名(内1名常勤 1名非常勤)
・目標工賃達成指導員1名(兼務)

3. 業務内容

イ. 作業提供	生産活動の機会を通じ、利用者が自分らしい生活を営めるよう支援を行う。また、一般就労を希望する利用者が就労への知識・能力を高めていける支援を行う。 利用者の自活促進のため、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支給金として利用者に支払う。
ロ. 就労支援	・就労プログラムを実施し、模擬面接等の実践練習から就職活動に必要な知識の習得を図る。 ・施設外就労を実施し、職業準備性の向上を図る。 ・他就労支援関係機関との連携を密にし、円滑な移行支援を行う。
ハ. 生活支援	・生活に必要な情報等を紹介し、利用者が生活力を高めていくための支援を行う。 ・ミーティング等への参加の機会を通じ、集団生活の適応性の向上を図る。
ニ. 健康保持	

健康の自己管理と基礎体力の増進を図る

ホ．相談業務

- ・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な、相談、助言、援助等を行う。

ヘ．個別支援計画の作成

利用者が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援の把握・実施を図る。

4 授産事業の内容

(1) クリーニング作業

(2) 施設外就労 (漆器を取り扱う事業所にて検品作業等を行う)

5 利用者の健康管理

利用者の健康管理については、各利用者の実態を的確に把握するとともに、主治医と連携を密にし、疾病の予防に努める。

6 防災計画

人命を預かる施設として災害予防に重点を置き、消防法の規定による消防計画を遵守する。また、災害時における人命救助を適切且つ迅速に行うため、定期的に避難及び消火訓練を実施する。

7 施設の主な日程

職員打ち合わせ

8 : 3 0 ~ 9 : 0 0

作業準備

9 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0 (利用者 4 名にて行う)

朝礼・ミーティング

1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 1 0

作業

1 0 : 1 0 ~ 1 2 : 0 0 (1 時間に 1 0 分の休憩あり)

休憩・昼食

1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

作業

1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 (1 時間に 1 0 分の休憩あり)

終了

1 5 : 0 0 (作業参加人数・作業量により異なる)

作業後当番

1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 (利用者 2 名にて行う)

閉所

1 7 : 0 0

地域活動支援センター・相談支援事業所 かが 事業計画

1 基本方針

地域活動支援センター「かが」・相談支援事業「かが」とは障害者自立支援法に基づいた市町が実施する、地域生活支援事業の委託を受け、設置されたものである。地域で生活する障害者の自立した日常生活、社会生活を実現するための相談や支援を行うと共に、創作的活動及び地域交流活動や日常生活への支援を行うことで、障害者の自立、社会参加の促進を図る。事業運営の基本的理念として利用者個人の尊厳の保持と事業が適正に行われることに努め、地域福祉の増進を図っていく。

2 施設の概要

(1) 設置主体 : 社会福祉法人 朋友会

(2) 所在地 : 加賀市幸町2丁目104番地 (地域活動支援センター 型)

(3) 設備等 : 鉄骨造2階建 延べ面積 314.68㎡

浄化槽、空調設備、事業用自動車等

(4) 利用者自己負担額 :

相談支援事業	活動(創作・生活)支援	憩いの場提供 地域交流活動	緊急宿泊
無料 *その他実費負担有	日額264円~400円 (各市町村の定める金額) *その他実費負担有	無料 *その他実費負担有	1日500円 *食事提供無し

(5) 職員数(常勤) : 地域活動支援センター「かが」 4名(内2名非常勤)
(ただし、相談支援専門員が施設長、管理者を兼ねる)
相談支援事業 1名
相談支援事業(機能強化)相談・就労 2名

3 業務内容

地域活動支援センター「かが」

イ. 日常生活の支援

- ・住居、就労、食事等、日常生活に即した課題に対して、支援を行う
- ・人と人とのつながりを持ち、支え合っていく場として、活動の場の提供、レクリエーションの開催
- ・公共サービスなど生活に関する情報の提供

ロ. 相談業務

面接、電話により日常的な問題、個人の悩みに対し、支援を行う

ハ. 緊急宿泊

- ・一時的な不安回避のための休息、生活又は人間関係等の問題への支援及び団らんの提供、短期緊急宿泊に応ずる。

ホ. 各種クラブ活動

ヘ. 活動支援

- ・箱折り・喫茶活動の機会の提供
- ・送迎・入浴支援
- ・利用者同士のミーティング(茶話会)

ト. 地域交流活動

- ・ボランティア交流会やピアカウンセリングなどの機会を提供
- チ．憩いの場提供
- ・当施設を開放し、利用者が安心して通える場の提供
- ・施設設備利用（パソコン・テレビ・カラオケ・DVD等）の提供

相談支援事業所「かが」

イ．相談業務

- ・面接（電話・訪問を含む）にて相談を受け、福祉サービス利用や、社会資源を活用する支援

ロ．サービス利用計画作成

- ・必要に応じて、各関係機関と連携を図り、サービス利用計画を作成する

ハ．人権啓発・啓蒙活動

- ・人権啓発・啓蒙を目的として、講演会などの開催

ニ．地域における相談支援体制の調整（障害者自立支援協議会の立ち上げ・運営の協力）

- ・GH 連絡会や相談支援事業所連絡会などに参加し、会を運営していくことで、障害者が住みやすい地域の構築

ホ．地域移行支援の強化

- ・精神科病院や地域資源との連携を強化し、精神科長期入院患者等の生活支援を重点的に行う
- ・関係機関と共に実際の事例等を通して研修会を行い、地域移行に関する支援者のスキルアップや必要な資源について学んでいく

ヘ．その他

- ・相談支援専門員として各会議への参加等
- ・就労支援における各機関等の連携と研修会企画等

4 利用者の健康管理

利用者の健康管理については、各利用者の実態を的確に把握するとともに、各利用者の主治医等と連携を密にし、疾病の予防に努める。

5 防災計画

人命を預かる施設として災害時における人命救助に重点を置き、自主的に消防法の規定による消防計画を遵守し、定期的に避難及び消火訓練を実施する。なお、職員の職務は別に定める規程により行う。

6 施設の主な日程 別紙 参照

7 施設の主なクラブ活動

クラブ名	活動日	活動内容
料理クラブ	毎週土曜	安い料金で夕食を作り、日常的な料理のレパートリーを増やすと共に、利用者同士の親睦を深める。
ピアカウンセリング	毎月1回	利用者同士でお互いの悩みを話し合い、相互に助け合う力を高める。
夕ごはん屋	毎週 月・水・金	利用者の健康を考え、栄養バランスの取れた夕食を提供する。また、単身の利用者のため、団欒の中で食事をする機会や温かい食事を提供する。
昼ごはん屋	毎週木曜	活動支援を利用する方を対象に利用者の健康を考え、栄養バランスの取

		れた昼食を提供する。また、単身の利用者のため、団欒の中で食事をする機会や温かい食事を提供する。
お風呂クラブ	隔週金曜	いきいきランドへ行ったり、当施設のお風呂を利用いただき、利用者の清潔を保持するとともに、気分のリフレッシュを図る。
ショッピング	毎週水曜	交通手段を持たない方などがジャスコや平和堂等へ行き、普段購入できないものを購入したり、気分転換を図ったりする。
園芸クラブ	不定期	敷地内の畑を利用し、野菜や花の栽培や収穫をすることで利用者の日中活動意欲の向上に努める。
お茶クラブ	不定期	利用者がお金を出し合い、来所した方がいつでも自由に飲み物を飲めるようにするシステムを維持する。
カラオケクラブ	毎日	カラオケを楽しむと共に、利用者同士の親睦を深める。
ナイトサークル	不定期	夜間に外出する機会が少ない利用者のために、夜間市外へ外出し、買物や外食、花見・紅葉等季節の風物詩を楽しむ機会等を提供する。

	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
	センター	サロン	センター	箱折り	センター	箱折り	センター	箱折り	センター	箱折り	センター	箱折り
8:30	申し送り		申し送り		申し送り		申し送り		申し送り		申し送り	
9:00	送迎	準備	送迎		送迎		送迎		送迎		準備	
9:30												
10:00												
10:30				作業		作業				作業		
11:00		サロン				サロン				サロン		
11:30		9:30-13:30				9:30-13:30				9:30-13:30		
12:00	休憩		11:50-休憩		11:50-休憩		11:50-休憩		11:50-休憩		休憩	休憩
12:30												
13:00												
13:30		レジャ		作業		レジャ		作業		レジャ		センター MTG
14:00				13:00-15:00		作業		13:00-15:00		作業		第2土曜
14:30												
15:00				その後 箱出し				その後 箱出し				
15:30	夕					買物				夕		ピフカン 第2土曜
16:00	ちはら					夕				ちはら		
16:30	送迎		送迎		送迎		送迎		風呂 クラブ	送迎		
17:00												
21:00 まで												

憩いの場提供(月～土は19時、日祝は17時まで)・センター、グループホーム緊急電話対応(月～土は21時、日祝は17時)